

3-10 「高校生ポスター発表」実施要領

(目的)

1. 森林・林業を総合的に扱う学会の社会貢献活動として中等教育を支援するために、高校生(中等教育学校の後期課程に在籍する生徒を含む)が森林に関わる調査や実践的な活動を紹介する発表の機会を設け、次世代を担う高校生における森林への興味・関心を深めるようにする。

(運営方針)

2. 「高校生ポスター発表」は、大会運営委員会の協力のもとで学会大会時に実施する。

- (1) 「高校生ポスター発表」運営のため、学会大会ごとに「高校生ポスター発表」の実行委員会と事務局を設け、高校への支援を行う。実行委員会と事務局は、中等教育連携推進委員で構成し、必要に応じて会員その他から委員を招くことができる。
- (2) 発表申込みなど手続きは、学会発表に準じて高校教員(会員・非会員)が行うこととする。「高校生ポスター発表」の事務局は窓口として、高校の問合せなどに対応する。
- (3) 「高校生ポスター発表」に関する参加費は、高校生・引率者などを含め無料とする。「高校生ポスター発表」に参加する関係者は、学会大会での他の発表を聴講することができる。

- (4) 「高校生ポスター発表」では、ポスター掲示だけ(当日説明なし)を可能とする。

- (5) 「高校生ポスター発表」の審査委員会を組織し、優秀な発表を表彰する。

- (6) 「高校生ポスター発表」で発表された要旨、ポスターの著作権は学会に帰属する。ただし、発表者・発表校に限り、他での発表の転載は妨げない。

- (7) 「高校生ポスター発表」の発表ポスターや審査結果等は、学会の広報誌等を通じて公表する。

- (8) 「高校生ポスター発表」の運営には、事業の趣旨に協賛を得られる外部団体からの支援や協力を得ることができる。

- (9) 「高校生ポスター発表」では、あわせて森林・林業関連の大学・大学校の紹介など、事業の趣旨に則った関連活動を関連団体等の協力を得ながら実施することができる。

(要領の変更)

3. 本要領の変更は、中等教育連携推進委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2017年12月20日制定